

60 歳以上の継続再雇用に関する法律・制度（2025 年 4 月更新）

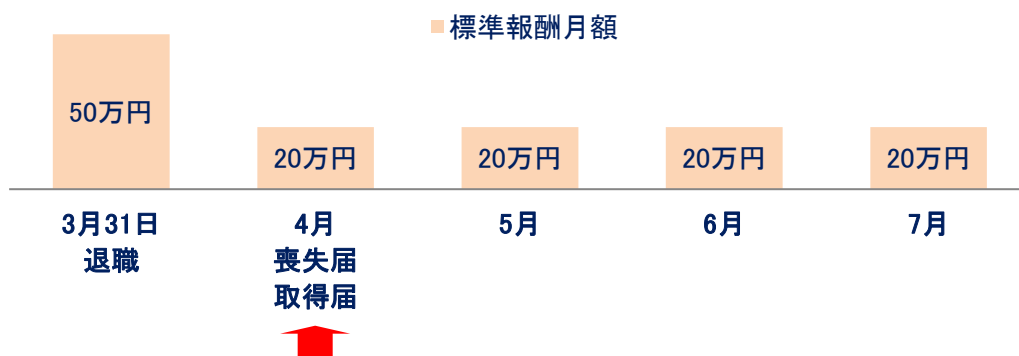
1. 高年齢者雇用確保措置の実施義務

65 歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 65 歳まで定年引上げ
- ② 希望者全員を対象とする 65 歳までの継続雇用制度導入
- ③ 定年制の廃止

2. 退職後継続再雇用された方の標準報酬月額決定方法（健康保険・厚生年金保険）

60 歳以上の方が退職後継続再雇用され給与が低下した場合、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額にすることができます。退職事由は定年に限りません。



退職日の翌日に、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に提出することにより、この特例を受けることができます（同日得喪）。これにより、再雇用後の標準報酬月額が通常の月額変更を待たずに実態に基づいた額に改定されます。

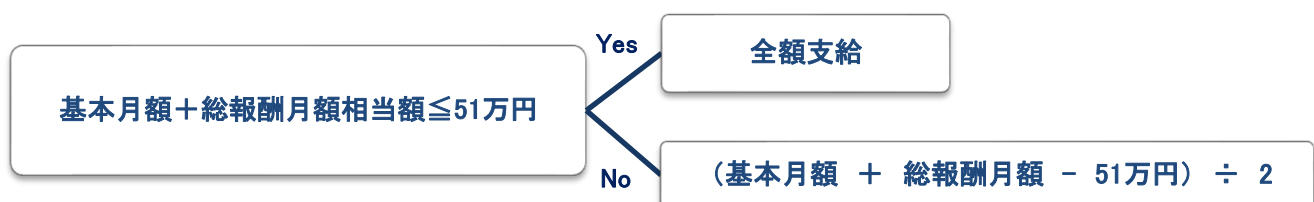
3. 在職老齢年金（厚生年金保険）

在職中の老齢厚生年金受給者について、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。支給停止は自動的に行われるため、ご自身での手続きは不要です。

<支給停止額の計算方法>

基本月額：老齢厚生年金額（厚生年金基金代行部分を含み、加給年金を除く）÷12

総報酬月額相当額：その月の標準報酬月額＋その月以前1年間の標準賞与額の総額÷12



【加給年金額が加算されている場合】

老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合、加給年金額を除いて在職老齢年金を計算します。

加給年金額の支給は、以下のとおりです：

- ① 老齢厚生年金が支給（一部支給）される場合 → 加給年金額は全額支給
- ② 老齢厚生年金が全額支給停止される場合 → 加給年金額も全額支給停止

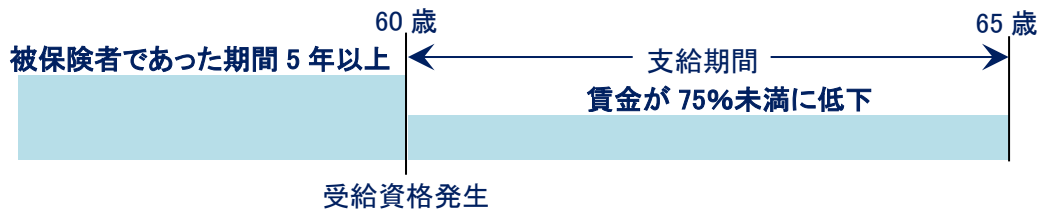
4. 高年齢雇用継続基本給付金（雇用保険）

高年齢雇用継続基本給付金は以下の要件をすべて満たした方に支給されます。

- ① 60 歳以上 65 歳未満の雇用保険の一般被保険者であること
- ② 被保険者であった期間が 5 年以上あること
- ③ 原則として 60 歳時点と比較して、60 歳以後の賃金が 75% 未満となっていること

※ 被保険者が 60 歳に到達した時点で、ハローワークに受給資格確認と賃金登録をしておいてください。

（例）



令和7年4月1日以降に 60 歳に達する被保険者

支給額は、60 歳以上 65 歳未満の各月の賃金が 60 歳時点の賃金の 64% 以下に低下した場合は、各月の賃金の 10% 相当額、64% 超 75% 未満に低下した場合は、低下率に応じて各月の賃金の 10% 相当額未満の額となります。ただし、各月の賃金が **376,750 円以上** の場合や、算定された支給額が **2,295 円以下** の場合は支給されません（この額は、毎年 8 月 1 日および他不定期に変更される場合があります）。

支給要件に該当する方には、担当者より別途ご連絡します。

5. 老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付の併給調整（厚生年金保険・雇用保険）

老年厚生年金（在職老齢年金）の支給を受けながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、在職による年金の支給停止に加えて、次のとおり年金の一部が支給停止されます。

標準報酬月額が 60 歳到達時の賃金月額 の 61% 以下	→	標準報酬月額の 6% 相当額
標準報酬月額が 60 歳到達時の賃金月額 の 61% 超 75% 未満	→	標準報酬月額に 6% から徐々に逡減する率（支給停止率）を乗じて得た額
標準報酬月額が 60 歳到達時の賃金月額 の 75% 以上 または高年齢雇用継続給付の 支給限度額（376,750 円）以上	→	併給調整なし

以上